

パブリックコメント閲覧用
«令和8年1月6日～令和8年2月5日»

鳴門市こども計画

計画素案

令和7年12月
鳴門市

！注意！ 本資料のページ番号は表紙から付番しているため、目次のページ番号と異なっています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画の対象 | 1 |
| 4 | 計画の期間 | 2 |
| 5 | 策定体制 | 2 |

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 鳴門市の統計データからみる現状 | 3 |
| 2 | アンケート調査結果 | 12 |
| 3 | こども計画策定に向けた課題整理 | 21 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|-------|----|
| 1 | 基本理念 | 23 |
| 2 | 基本目標 | 24 |
| 3 | 施策の体系 | 26 |
| 4 | 評価指標 | 27 |

第4章 施策の展開

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | こども・若者の権利保障の推進 | 28 |
| 2 | こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援 | 30 |
| 3 | 困難な環境にあるこども・若者の支援 | 32 |
| 4 | 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援 | 33 |
| 5 | まちぐるみの子育て支援の充実 | 35 |

第5章 子ども・子育て支援事業計画

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 教育・保育の提供区域の設定 | 37 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 38 |
| 3 | 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 | 39 |
| 4 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 | 41 |

第6章 計画の推進に向けて

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 推進体制の充実 | 47 |
| 2 | 計画の点検と評価 | 48 |

資料編

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 計画の策定経過 | 49 |
| 2 | 鳴門市児童福祉審議会運営要綱 | 50 |
| 3 | 鳴門市児童福祉審議会委員名簿 | 51 |
| 4 | 鳴門市うずっ子条例（一部抜粋） | 52 |
| 5 | 用語の説明 | 54 |

※「こども」の表記について

本計画においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合（法令に根拠がある、固有名詞等）を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

本市においても、こどもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。その中で、子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援するために、行政、保護者、地域住民、保育所や認定こども園、幼稚園などの子どもが育ち学ぶための施設の関係者、事業者等の役割を示しており、それぞれが役割を果たすことによって、子どもが抱える諸問題の解消や、子どもにとって最善の利益と心安らぐ安定した生活、子どもの意見が尊重される鳴門市をめざしています。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定するよう努めることが定められています。この度、令和7年3月に「徳島県こども計画」が策定されたことを受け、本市としても、さらなる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進するために、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体的なものとした「鳴門市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包したこども・若者の支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第七次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」「健康なると21」「鳴門市教育振興計画」などの関連計画と整合を図ります。

3 計画の対象

本計画の対象は、すべてのこども・若者、子育て家庭とします。

「こども・若者」は原則として0歳から29歳までとしますが、こども基本法第2条が定める「こども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、施策の内容によっては明確に年齢で区切らず、必要なサポートが途切れることのないようにします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画内容の見直しを行うこととします。

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|----------|--------|--------|
| 第3期子ども・子育て支援事業計画 | | 鳴門市こども計画 | | |

5 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育の関係者、市民等の委員で構成された鳴門市児童福祉審議会において、計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、下記の4つのアンケート調査結果を、子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、また本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

①子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査として、令和5年12月に就学前児童、小学1～3年生の児童のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

②子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

令和4年2月に、小学1年生の保護者、小学5年生及び中学2年生の児童生徒とその保護者、前記の学年に子どもが在籍していない児童扶養手当受給世帯の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

③こども・若者の意識と生活に関する調査（こども・若者意識調査）

令和7年9月に、鳴門市の小学4年生～中学3年生の全児童生徒、鳴門高校と鳴門渦潮高校の全生徒、18歳～29歳の全数を対象としたアンケート調査を実施しました。

④子育て支援に関わる事業所調査（事業所調査）

令和7年9月に、鳴門市内の子育て支援に関わる事業所に勤務している方を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定を市民に周知するとともに、市民からの意見を幅広く聴取し、計画に反映するために、令和8年1月6日から令和8年2月5日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

I 鳴門市の統計データからみる現状

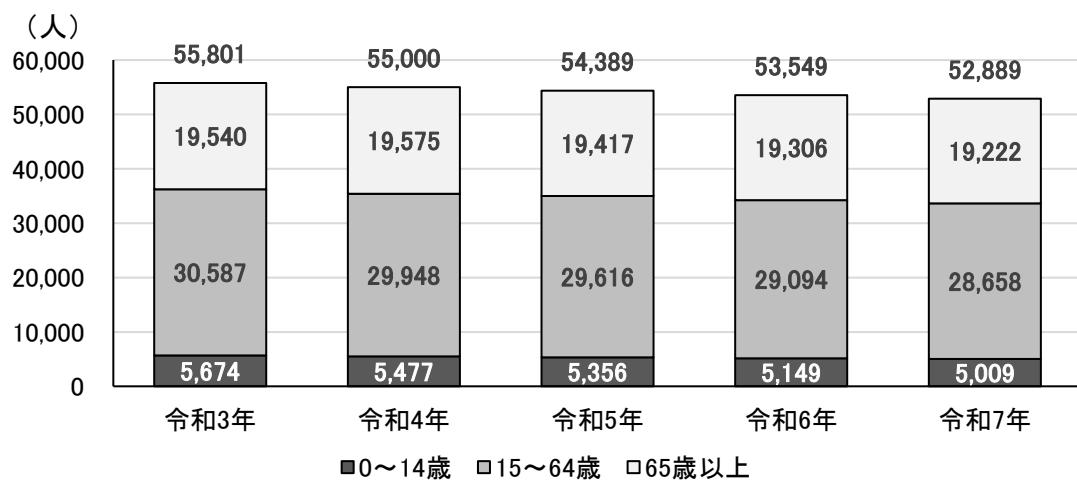
(1) 人口等の動向

①人口の推移

本市の総人口は令和7年で 52,889 人となっており、この5年間で 2,912 人の減少となっています。

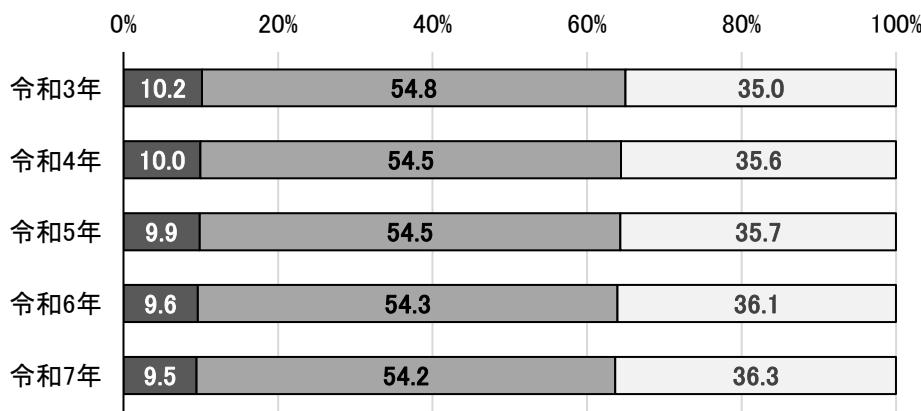
年齢3区分別の人口割合の推移をみると、「0～14歳（年少人口）」と「15～64歳（生産年齢人口）」の割合が減少し、「65歳以上（高齢者人口）」の割合が増加しています。その中で、「0～14歳（年少人口）」は令和5年以降には 10%未満で推移しており、少子化の影響が見受けられます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

■年齢3区分別人口割合の推移



■0～14歳 □15～64歳 □65歳以上

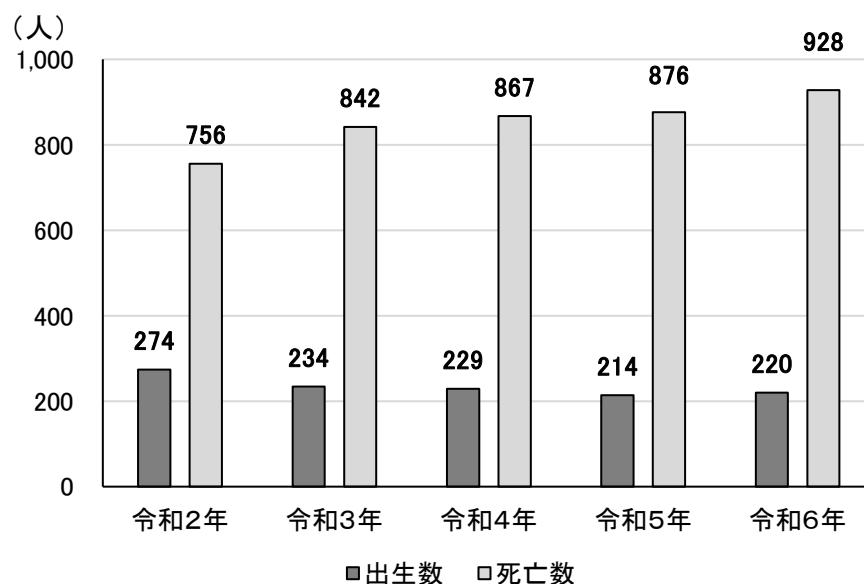
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

②自然動態と社会動態

本市の出生数は、令和2年以降減少傾向にありましたが、令和6年は220人と前年に比べて6人増加しています。一方、死亡数は増加傾向にあり、令和6年には928人と過去5年間で最多となっています。

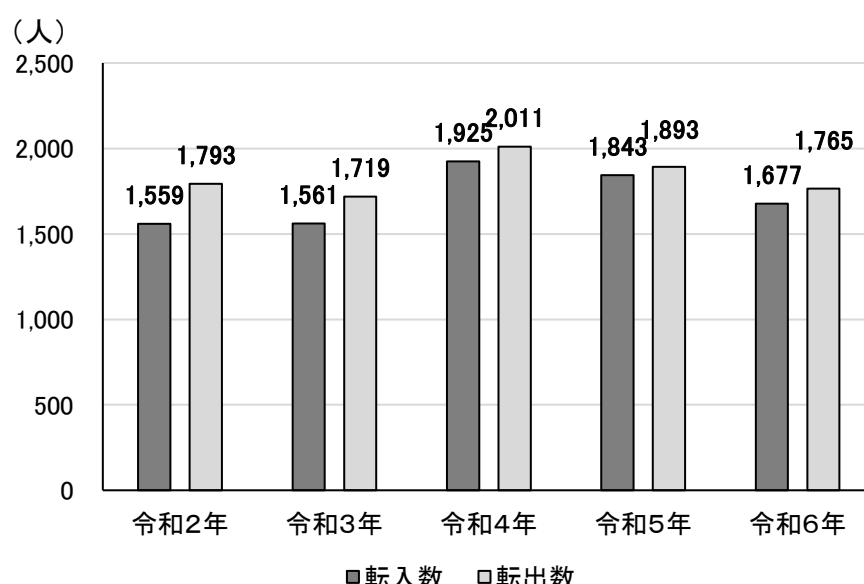
転入と転出についてみると、この5年間は転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減の傾向がみられます。一方で、転入数と転出数の差をみると令和2年は234人だったものが、令和6年は88人と差は小さくなっています。

■出生数と死亡数の推移



資料：鳴門市（各年12月時点）

■転入数と転出数の推移



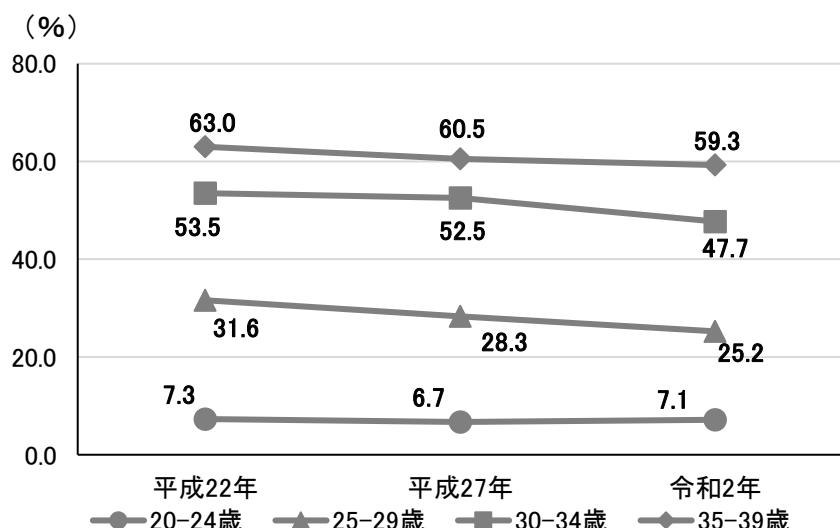
資料：鳴門市（各年12月時点）

③有配偶率と未婚率の状況

有配偶率は平成 27 年と比較すると、「20-24 歳」以外の 3 つの年代で減少傾向がみられています。その中で、「30-34 歳」は平成 27 年の 52.5% から令和 2 年には 47.7% と 4.8 ポイント減少しています。

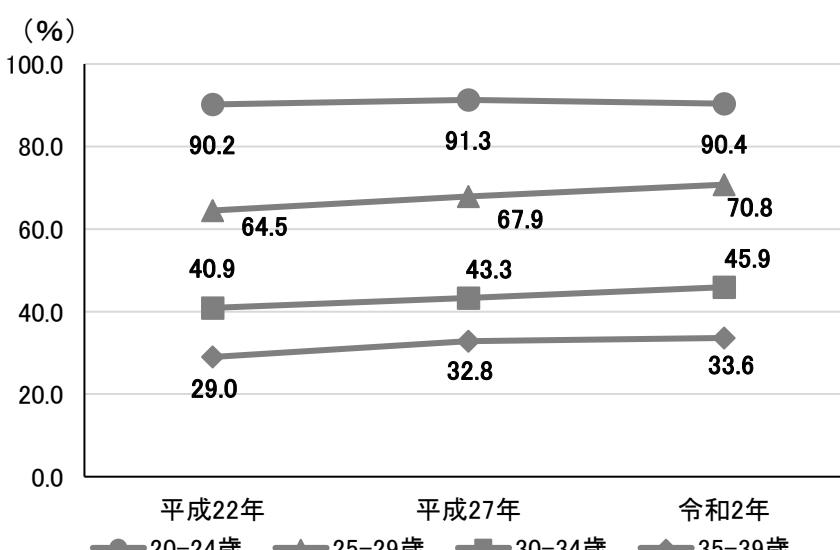
未婚率は平成 27 年と比較すると、「20-24 歳」以外の 3 つの年代で増加傾向がみられています。その中で、「25-29 歳」は令和 2 年には 70.8% と 7 割にのぼっています。

■有配偶率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■未婚率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

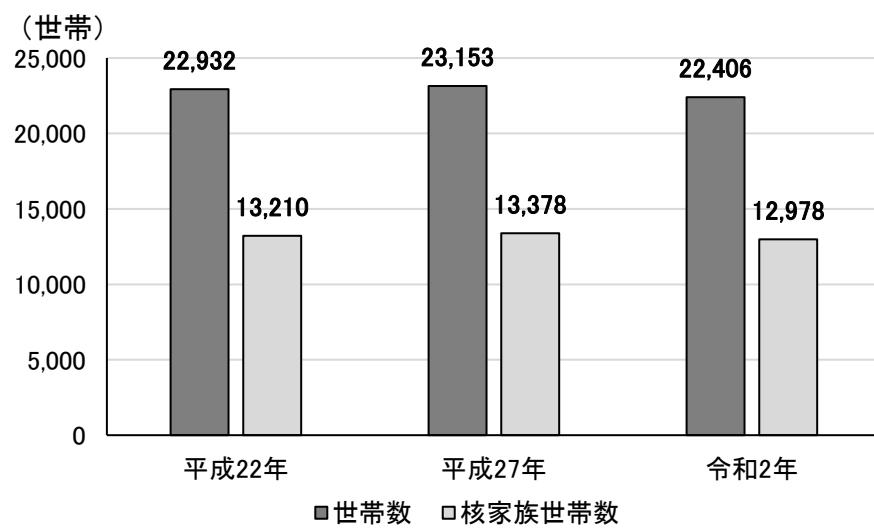
(2) 世帯・就労の状況

①世帯の状況

世帯数についてみると、令和2年は22,406世帯となっています。平成27年と比較すると、747世帯が減少しています。そのうち核家族世帯数は、令和2年は12,978世帯となっており、平成27年と比較して400世帯が減少しています。

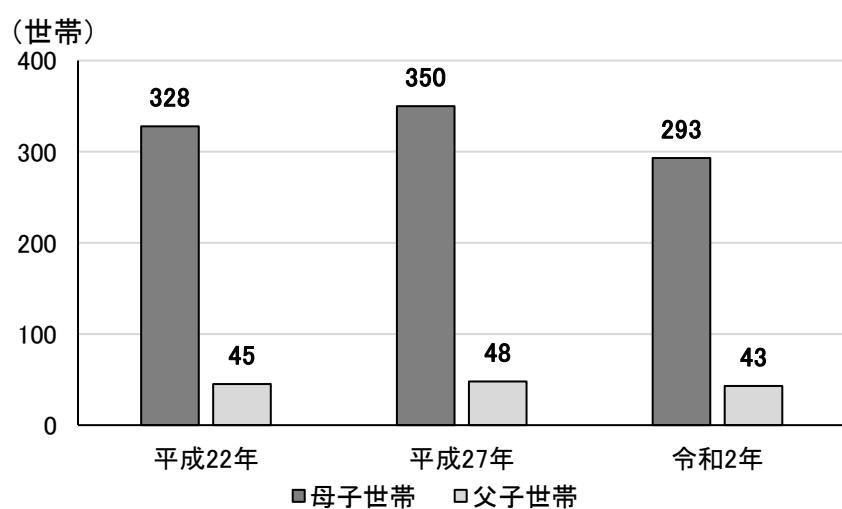
ひとり親世帯数についてみると、令和2年は母子世帯が293世帯、父子世帯が43世帯となっています。平成27年と比較すると、母子世帯は57世帯、父子世帯は5世帯が減少しています。

■世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ひとり親世帯数の推移



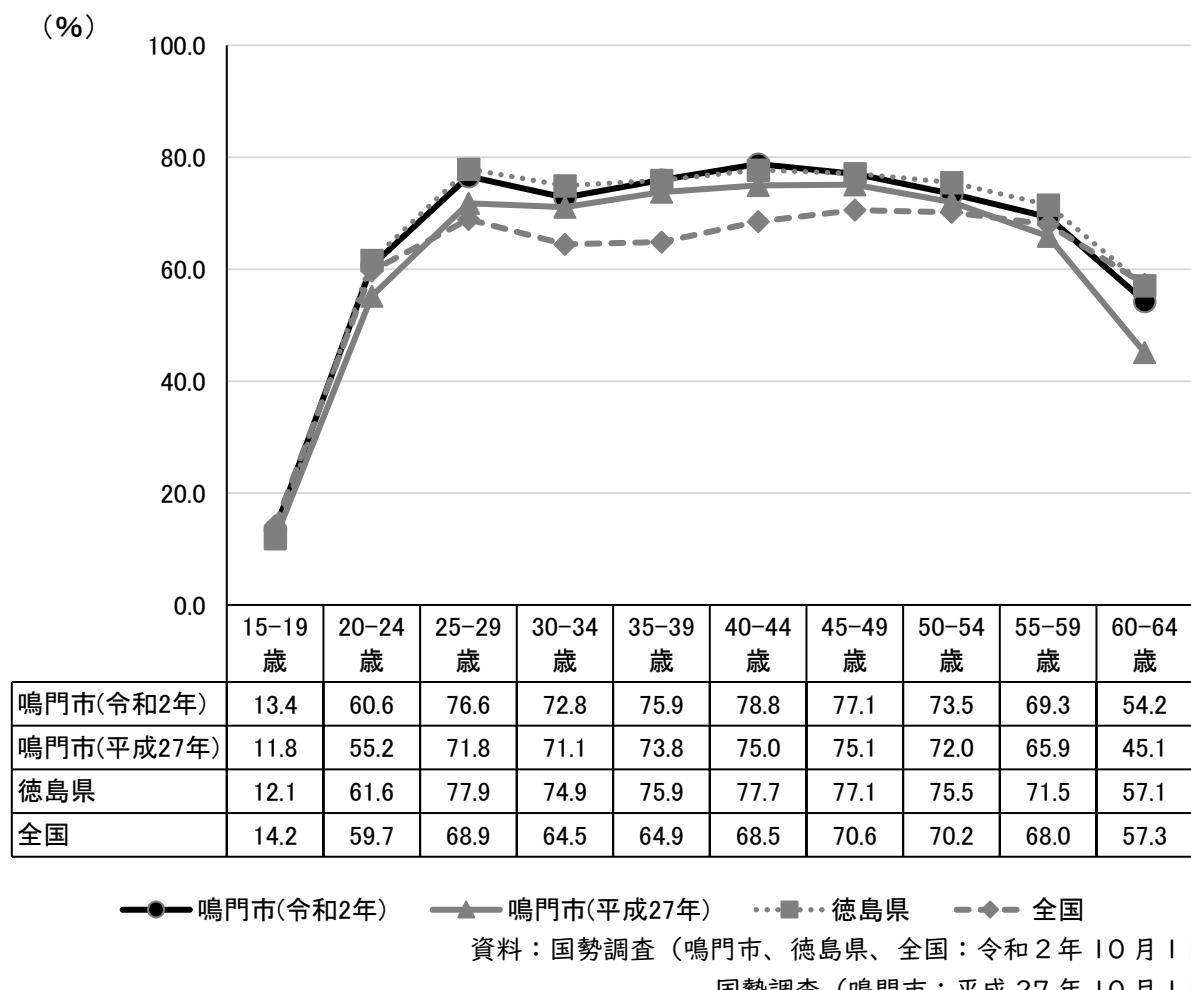
資料：国勢調査（各年10月1日）

②就労の状況

女性の年齢階層別就業率について、全国と比較すると、20歳～59歳までの年齢階層は全国結果を上回っており、本市における女性の就業率が高いという傾向がみられます。また、県との比較でも大きな差はみられず、県と同程度の年齢階層別就業率となっています。

本市の平成27年の結果と比較すると、すべての年齢階層で就業率が増加しています。その中で、「20-24歳」は平成27年の55.2%から令和2年には60.6%と5.4ポイント増加、「25-29歳」は平成27年の71.8%から令和2年には76.6%と4.8ポイント増加しており、20代の就業率が増加している傾向がみられます。

■女性の年齢階層別就業率の比較



■25～44歳女性の就業率

| | 女性人口 | 女性就業者数 | 就業率 |
|-----|-------------|------------|-------|
| 鳴門市 | 5,077人 | 3,874人 | 76.3% |
| 徳島県 | 68,006人 | 52,113人 | 76.6% |
| 全国 | 13,861,783人 | 9,248,551人 | 66.7% |

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(3) 就学前教育・保育施設、小・中学校の状況

①保育所

本市では、令和7年4月1日時点で、公立保育所1か所、私立保育所10か所を設置しています。この5年間の変化としては、平成31年4月に策定した「鳴門市公立保育所再編計画」に基づいた再編を実施し、令和5年4月には林崎・中央・みどり保育所を1か所に集約・新設した「中央保育所」を開所しています。

児童数については、令和6年度は618人と令和2年度から119人減少しています。

※「里浦ちどり保育所」は令和6年度より休所となっています。

■保育所の児童数

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (新)中央保育所 | | | | 46 | 38 |
| 林崎保育所 | 30 | 25 | 28 | | |
| 中央保育所 | 26 | 21 | 20 | | |
| みどり保育所 | 18 | | | | |
| 公立計 | 74 | 46 | 48 | 46 | 38 |
| 正興寺保育園 | 55 | 60 | 59 | 62 | 61 |
| 明神善隣館保育所 | 48 | 49 | 50 | 51 | 41 |
| つくし保育所 | 46 | 45 | 47 | 46 | 39 |
| 矢倉保育園 | 82 | 84 | 74 | 73 | 65 |
| うずしお保育園 | 98 | 97 | 97 | 91 | 94 |
| 岡崎保育所 | 37 | 32 | 30 | 34 | 37 |
| 桑島保育所 | 66 | 68 | 68 | 68 | 69 |
| 板東ゆたか保育園 | 64 | 68 | 62 | 56 | 52 |
| 里浦ちどり保育所 | 41 | 37 | 34 | 37 | |
| 板東みやま保育園 | 59 | 56 | 52 | 49 | 52 |
| すみれ保育園 | 67 | 66 | 70 | 70 | 70 |
| 私立計 | 663 | 662 | 643 | 637 | 580 |
| 合計 | 737 | 708 | 691 | 683 | 618 |

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

②認定こども園

本市では、令和7年4月1日時点で、認定こども園を5か所設置しています。

この5年間の変化としては、令和4年4月に「成穂幼稚園」が「公私連携幼保連携型認定こども園成穂」として、令和6年4月には「里浦幼稚園」が公私連携幼保連携型認定こども園の「認定こども園ちどり」として、新たに開園しています。

児童数については、「公私連携幼保連携型認定こども園成穂」や「認定こども園ちどり」の開園により、令和6年度は341人と令和2年度から61人増加しています。

■認定こども園の児童数

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 認定こども園すくすく | 86 | 90 | 96 | 86 | 90 |
| 幼保連携型認定こども園 IZUMI | 138 | 136 | 113 | 107 | 111 |
| 認定こども園さら | 56 | 57 | 56 | 56 | 58 |
| 公私連携幼保連携型 認定こども園成穂 | | | 42 | 38 | 38 |
| 認定こども園ちどり | | | | | 44 |
| 合計 | 280 | 283 | 307 | 287 | 341 |

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

③幼稚園

本市では、令和7年5月1日時点で、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所を設置しています。この5年間の変化としては、令和2年8月に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方について」に基づいた再編を実施し、休園を含めて16か所あった公立幼稚園のうち9か所に対して、閉園や認定こども園への移行を進めたことで現在の設置数に至っています。

児童数については、園数の減少もあり、令和6年度は526人と令和2年度から145人減少しています。一方で、幼稚園別でみると、「撫養幼稚園」や「板東幼稚園」では児童数が増加している傾向もみられます。

■幼稚園の児童数

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 撫養幼稚園 | 69 | 72 | 83 | 95 | 103 |
| 精華幼稚園 | 84 | 74 | 85 | 76 | 65 |
| 黒崎幼稚園 | 24 | 21 | | | |
| 桑島幼稚園 | 47 | 42 | 41 | 44 | 32 |
| 第一幼稚園 | 87 | 104 | 113 | 95 | 105 |
| 里浦幼稚園 | 39 | 29 | | | |
| 成穂幼稚園 | 34 | 25 | | | |
| 明神幼稚園 | 51 | 48 | 35 | 26 | 28 |
| 大津西幼稚園 | 25 | 16 | | | |
| 堀江北幼稚園 | 26 | 22 | 24 | 23 | 22 |
| 堀江南幼稚園 | 4 | 3 | | | |
| 板東幼稚園 | 61 | 63 | 61 | 72 | 76 |
| 鳴門聖母幼稚園（私立） | 120 | 112 | 101 | 104 | 95 |
| 合計 | 671 | 631 | 543 | 535 | 526 |

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

※閉園した施設は斜線で表記しています。

④小学校

本市では、令和7年5月1日時点で、13か所（休校1か所を含む）設置しています。児童数については、令和6年度は2,213人と令和2年度から251人減少しています。

■小学校の児童数

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1年生 | 385 | 379 | 358 | 347 | 302 |
| 2年生 | 434 | 383 | 380 | 357 | 354 |
| 3年生 | 382 | 440 | 380 | 375 | 363 |
| 4年生 | 428 | 382 | 440 | 383 | 374 |
| 5年生 | 400 | 429 | 382 | 440 | 381 |
| 6年生 | 435 | 400 | 429 | 387 | 439 |
| 合計 | 2,464 | 2,413 | 2,369 | 2,289 | 2,213 |

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

⑤中学校

本市では、令和7年5月1日時点で、6か所（分校1か所を含む）設置しています。生徒数については、令和6年度は1,126人と令和2年度から107人減少しています。

■中学校の生徒数

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1年生 | 419 | 413 | 360 | 401 | 364 |
| 2年生 | 386 | 418 | 417 | 361 | 399 |
| 3年生 | 428 | 392 | 421 | 416 | 363 |
| 合計 | 1,233 | 1,223 | 1,198 | 1,178 | 1,126 |

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

2 アンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、令和4年～令和7年にかけて、鳴門市内のことども・若者、保護者、子育て支援に関わる事業者の方を対象に4種類のアンケート調査を実施し、それらの結果を基礎資料としています。

なお、各種アンケート調査結果の報告書は、鳴門市ホームページで公開をしています。

(1) 子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

①調査概要

本調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本市で確保するべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、鳴門市内の就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に実施しました。

| | | |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 調査地域 | 鳴門市全域 | |
| 調査対象者 | 就学前児童 | 鳴門市内在住の0～6歳の未就学の子どものいる世帯（令和5年11月末現在） |
| | 小学生児童 | 鳴門市内の小学校に通う1～3年生の子どものいる世帯（令和5年11月末現在） |
| 抽出方法 | 住民基本台帳より、対象児童のいる世帯を全数調査 | |
| 調査時期 | 令和5年12月14日～令和6年1月15日 | |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収による郵送調査法 | |
| 配布数 | 就学前児童：1,800件 | 小学生児童：700件 |
| 回収率 | 就学前児童：30.5%(549件) 小学生児童：53.1%(372件) | |

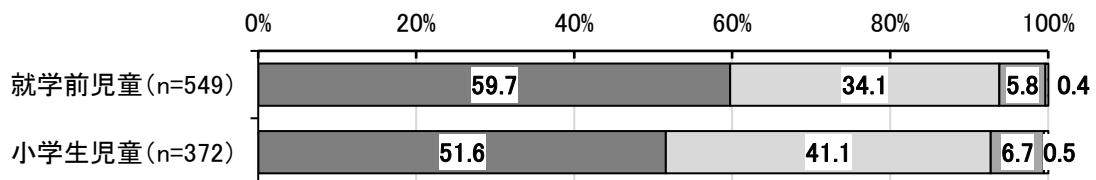
②調査結果（抜粋）

◆保護者が抱える子育てに関する不安や負担について

「不安や負担を感じることの方が多い」は就学前児童保護者 34.1%、小学生児童保護者 41.1%となっています。

そのうち、不安や負担を感じる理由についてみると、「仕事と子育ての両立が難しい」が就学前児童保護者 67.4%、小学生児童保護者 66.0%とともに最も高くなっています。

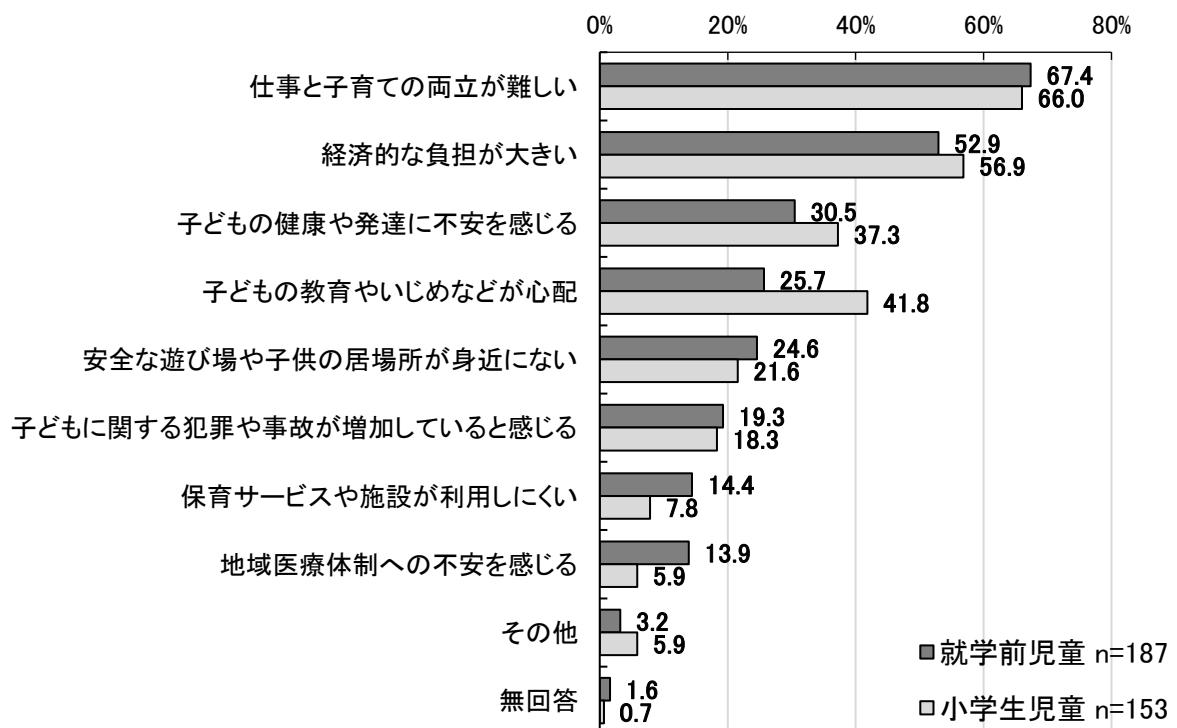
問 あなたは子育てに関して不安や負担などを感じていますか。（1つに○）



■楽しみや喜びを感じることの方が多い □不安や負担を感じることの方が多い
□どちらでもない □無回答

「不安や負担を感じることの方が多い」と回答された方のみ

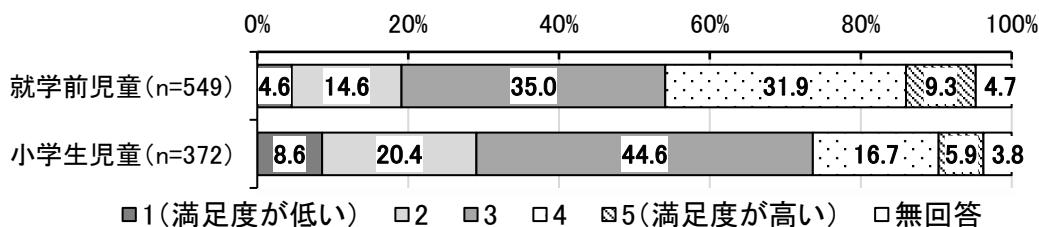
問 不安や負担を感じている理由（あてはまるものすべてに○）



◆保護者が考える鳴門市の子育て環境や支援への満足度

『満足している』(「満足度4」と「満足度5」の割合の合計)は就学前児童保護者41.2%、小学生児童保護者22.6%となっています。

問 鳴門市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(1つに○)



(2) 子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

①調査概要

本調査は、子育て世帯の貧困や貧困の連鎖が社会問題として注目される中、本市において経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにするために実施しました。

| | | |
|-------|---|--|
| 調査地域 | 鳴門市全域 | |
| 調査対象者 | 小学1年生 | 鳴門市立小学校に在籍する小学1年生全員(379人)の保護者 |
| | 小学5年生 | 鳴門市立小学校に在籍する小学5年生全員(429人)とその保護者(429人) |
| | 中学2年生 | 鳴門市立中学校に在籍する中学2年生全員(418人)とその保護者(418人) |
| | 児童扶養手当受給世帯 | 鳴門市に居住する児童扶養手当受給世帯で、子どもが前記の学年に在籍していない世帯(342世帯) |
| 調査時期 | 令和4年2月4日～令和4年2月18日 | |
| 調査方法 | 小学校・中学校：学校配布、郵送回収 児童扶養手当受給世帯：郵送配布、郵送回収 | |
| 配布数 | 小学1年生：保護者379件 小学5年生：児童429件、保護者429件 中学2年生：生徒418件、保護者418件 児童扶養手当受給世帯：342件 | |
| 回収率* | 小学1年生：62.0% (235件) 小学5年生：60.4% (259件) 中学2年生：56.5% (236件) 児童扶養手当受給世帯：43.9% (150件) | |

*小学5年生、中学2年生は子どもと保護者のアンケートの両方に回答があるものを有効回答として、回収率を算出しています。

②調査結果（抜粋）

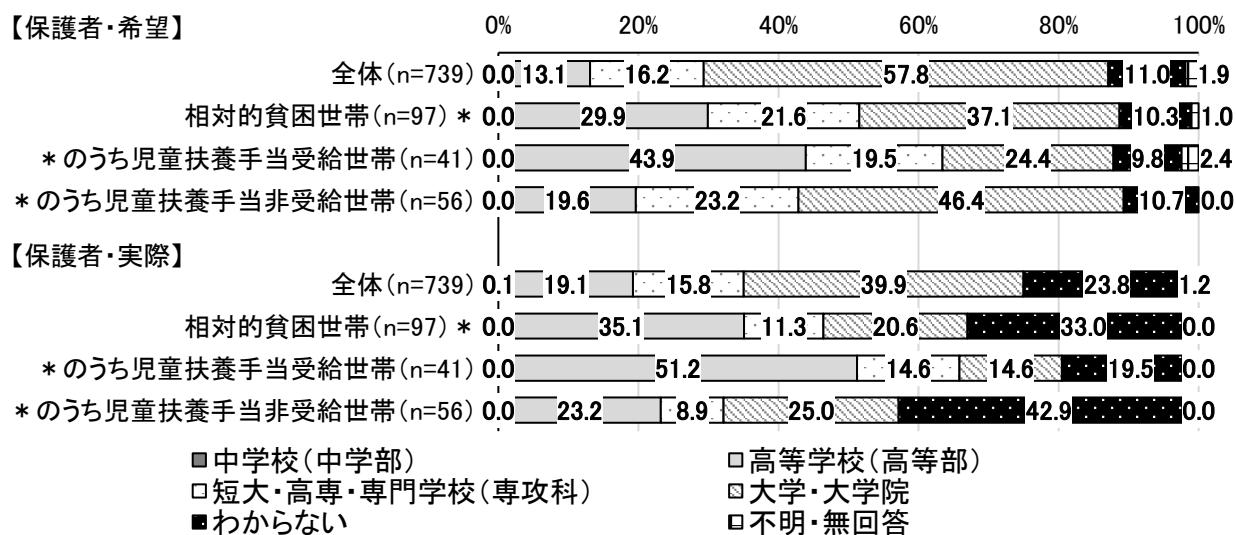
◆保護者と子どもの進学の意向について

保護者が希望する子どもの進学先についてみると、全体では「大学・大学院」が57.8%となっています。一方で、「高等学校（高等部）」の割合が全体の13.1%に対し、相対的貧困世帯では29.9%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では43.9%となっています。

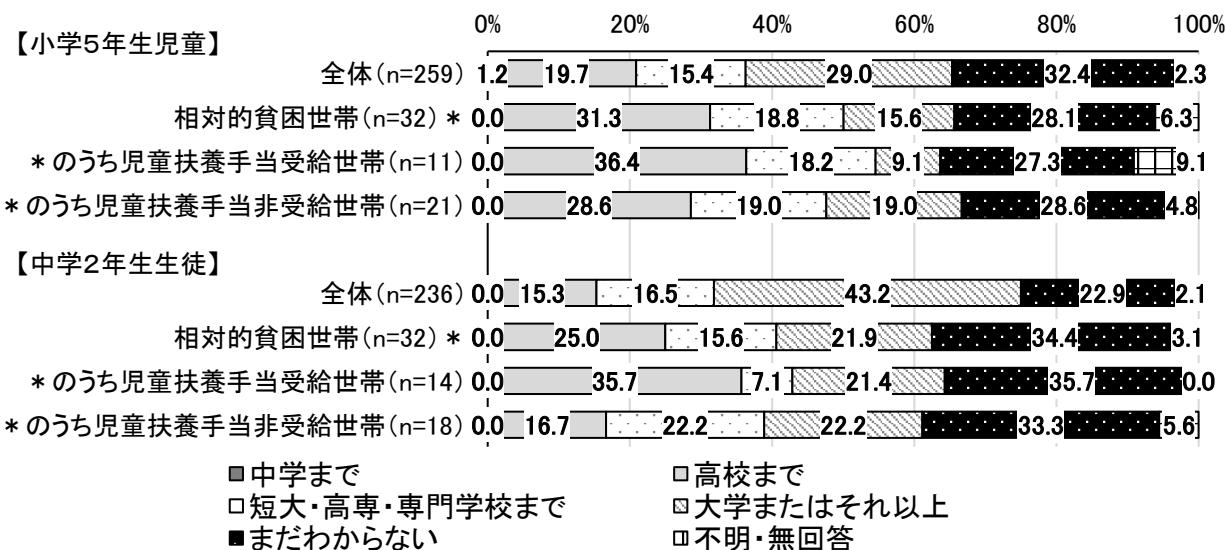
現実的に見た上で、実際の進学先についてみると、「大学・大学院」が減少し、「高等学校（高等部）」や「わからない」が増加しています。相対的貧困世帯でみると、「大学・大学院」が20.6%と、希望の37.1%よりも16.5ポイント減少しています。

子どもが希望する進学先についてみると、全体では、小学5年生児童、中学2年生生徒ともに「大学またはそれ以上」の割合が最も高くなっています。一方で、「高校まで」の割合が相対的貧困世帯では、小学5年生児童、中学2年生生徒ともに全体と比べて約10ポイント以上増加しています。

問 お子さんには、将来どの段階まで進学してほしいと思いますか。（1つに○）



問 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。（1つに○）

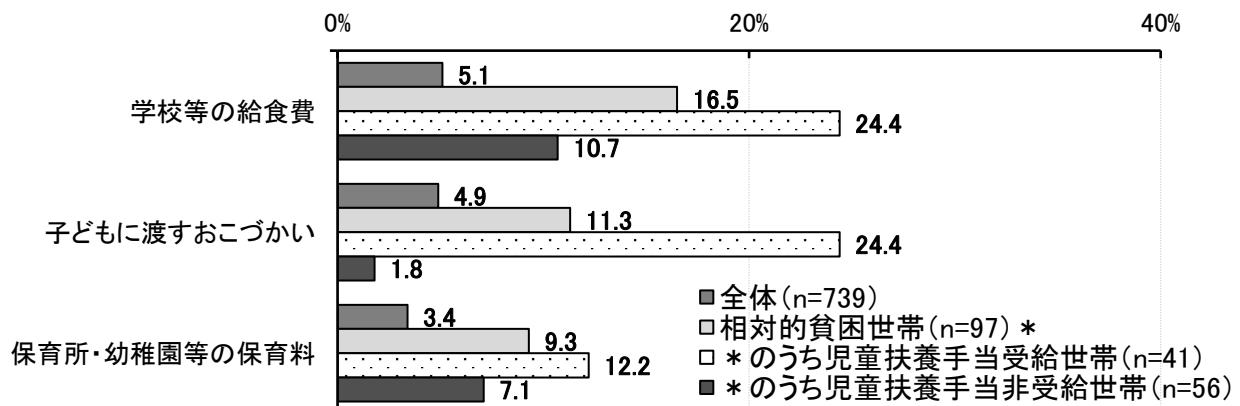


◆経済的状況について

子育てや教育にかかる費用を払えなかった経験や遅らせた経験があるものについてみると、「学校等の給食費」、「子どもに渡すおこづかい」、「保育所・幼稚園等の保育料」が上位3回答となっています。「学校等の給食費」についてみると、相対的貧困世帯では16.5%、そのうち、児童扶養手当受給世帯では24.4%と2割を超える方が払えなかった経験、遅らせた経験があります。

問 子育てや教育にかかる費用のうち、これまでにお金が足りなくて払えなかつたことや、支払いを遅らせたことがあるものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

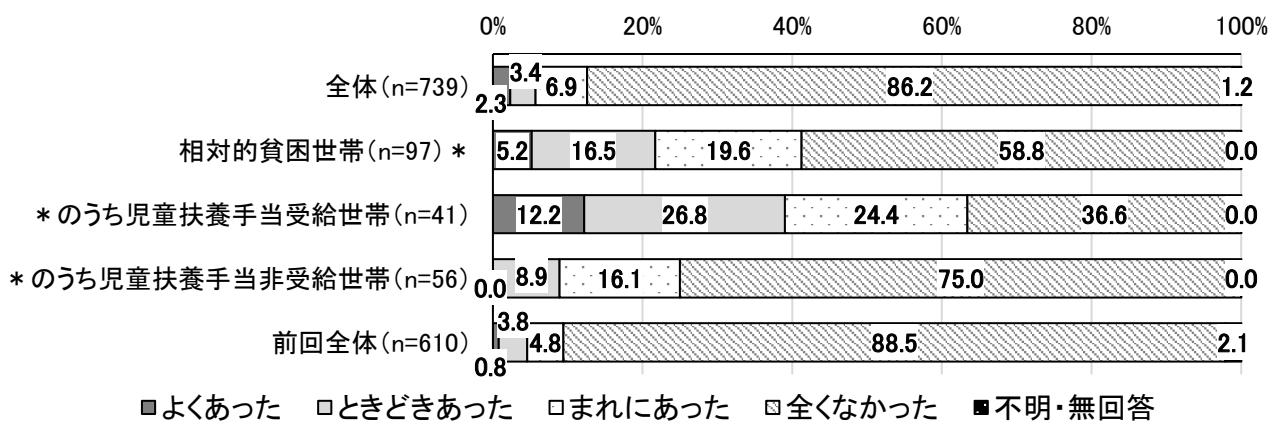
上位3回答（「該当なし」を除く）



経済的理由のために家族が必要とする食料が買えなかつた経験についてみると、『あった』(「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の割合の合計)が全体では12.6%となっています。

相対的貧困世帯についてみると、『あった』の割合が41.3%と4割を超える方が経済的理由のために食料を買えなかつた経験があります。そのうち、児童扶養手当受給世帯では、『あった』の割合が63.4%と6割を超えています。

問 あなたのご家庭では、過去1年間に、経済的理由のために家族が必要とする食料（嗜好品は除く）を買えないことがありましたか。(1つに○)

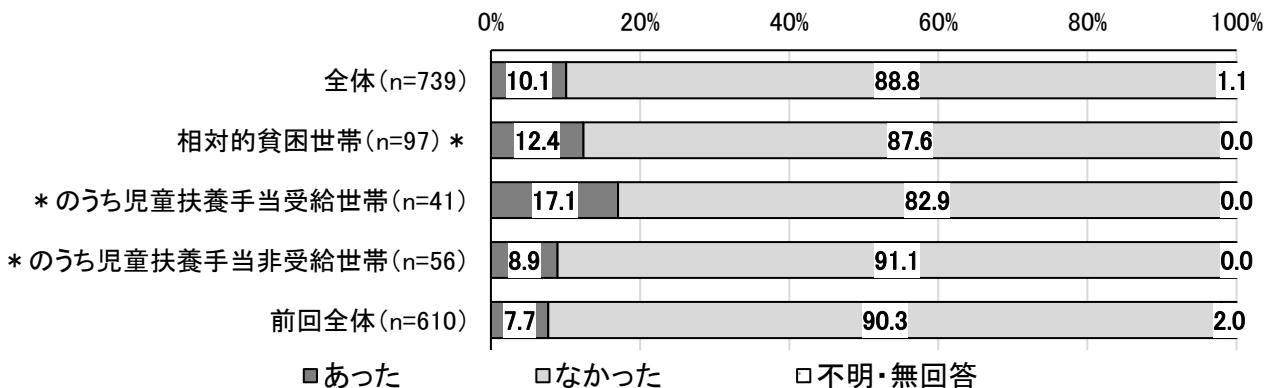


◆ 子どもの健康状態について

過去1年間に病院や診療所への受診をためらった経験についてみると、「あった」の割合が全体では10.1%と1割を超えていました。

相対的貧困世帯についてみると、「あった」の割合が12.4%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では17.1%と2割近くとなっています。

問 過去1年間に、お子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診した方が良いと思ったのに、実際に受診しなかったことがありましたか。(1つに○)



(3) こども・若者の意識と生活に関する調査（こども・若者意識調査）

① 調査概要

すべての子どもが将来にわたり健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、鳴門市に通学・在住されている10～29歳までの若い世代の方を対象に生活状況などのアンケート調査を実施しました。

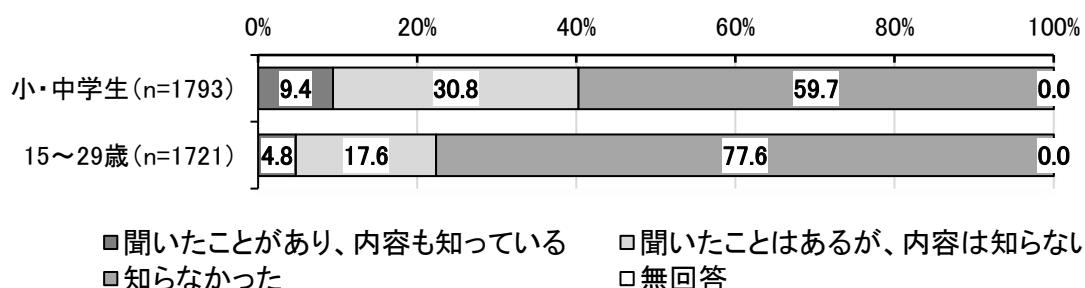
| | | |
|-------|---|---|
| 調査地域 | 鳴門市全域 | |
| 調査対象者 | 小・中学生 | 鳴門市立小学校に在籍する小学4年生～小学6年生全員 鳴門市立中学校に在籍する中学1年生～中学3年生全員 |
| | 15～29歳 | 鳴門高校、鳴門渦潮高校に在籍する高校1年生～高校3年生全員 住民基本台帳から抽出した18～29歳の方全員 |
| 調査時期 | 小・中学生 | 令和7年9月16日～令和7年9月30日 |
| | 15～29歳 | 令和7年9月16日～令和7年10月7日 |
| 調査方法 | 小・中学生 | 学校配布、WEB回収 |
| | 15～29歳 | 高校：学校配布、WEB回収 18歳以上：郵送配布、WEB回収 |
| 配布数 | 小・中学生：2,304件 15～29歳：5,768件 | |
| 回収率 | 小・中学生：77.8% (1,793件) 15～29歳：29.8% (1,721件) | |

②調査結果（抜粋）

◆鳴門市うずっ子条例の認知度について

『聞いたことがある』（「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合の合計）が小・中学生 40.2%、15～29 歳 22.4%となっています。一方、『聞いたことがない』（「知らなかった」の割合）は小・中学生 59.7%、15～29 歳 77.6%とともに半数以上となっています。

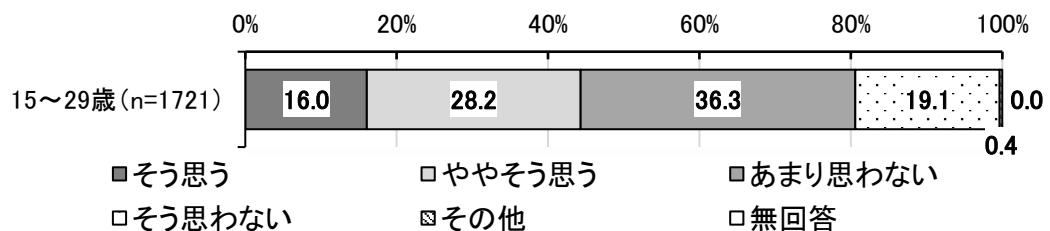
問 あなたは、鳴門市うずっ子条例について知っていますか。（○は 1 つ）



◆鳴門市への意見表明について

鳴門市に思ったことや意見を伝えたいと思うかについてみると、『そう思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の割合の合計）が 44.2% となっています。

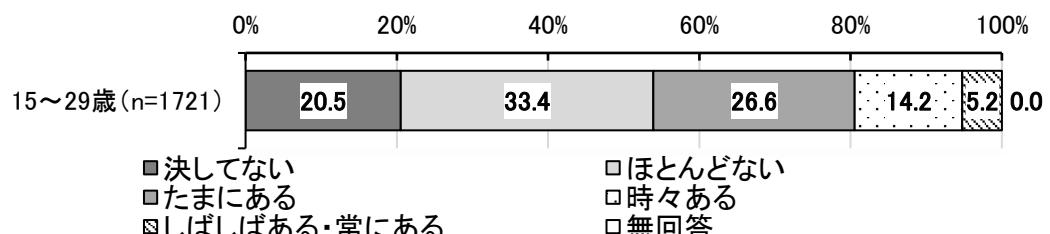
問 あなたは、鳴門市のまちづくりやこども・若者に関する取り組みについて思ったことや意見を、鳴門市に伝えたいと思いますか。（○は 1 つ）



◆孤独感について

孤独と感じる頻度について、『ある』（「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の割合の合計）46.0%、『ない』（「決してない」、「ほとんどない」の割合の合計）53.9% となっています。

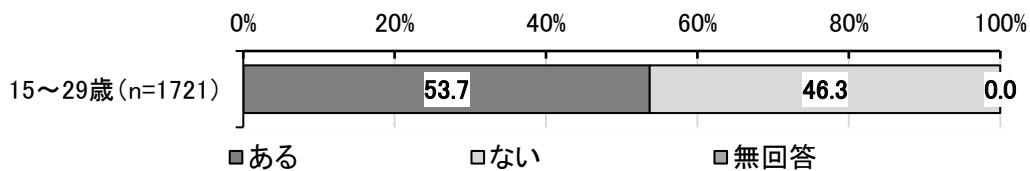
問 あなたはどの程度、孤独であると感じことがありますか。（○は 1 つ）



◆家や学校、職場以外の居場所について

家や学校、職場以外に「ここに居たい」と感じる居場所について、「ある」53.7%、「ない」46.3%となっています。

問 あなたは、家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）、職場以外に、「ここに居たい」と感じる居場所がありますか。（○は1つ）

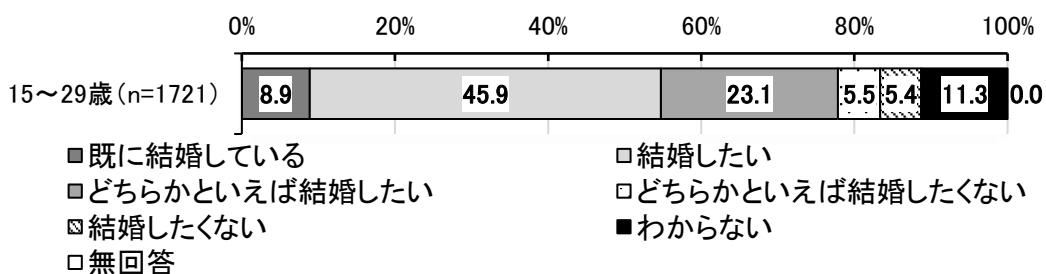


◆結婚・子育てへの願望について

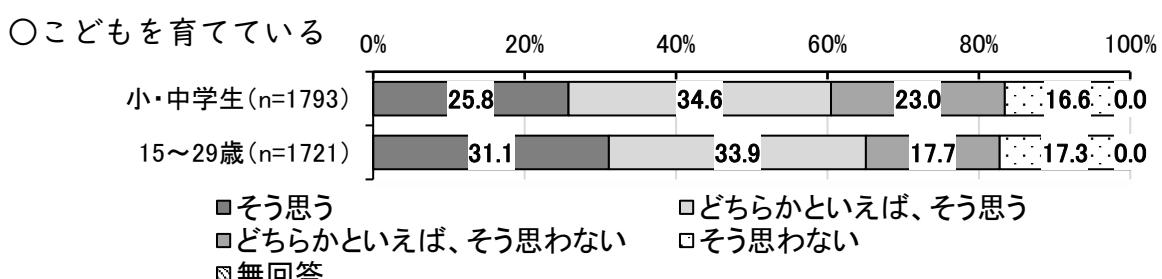
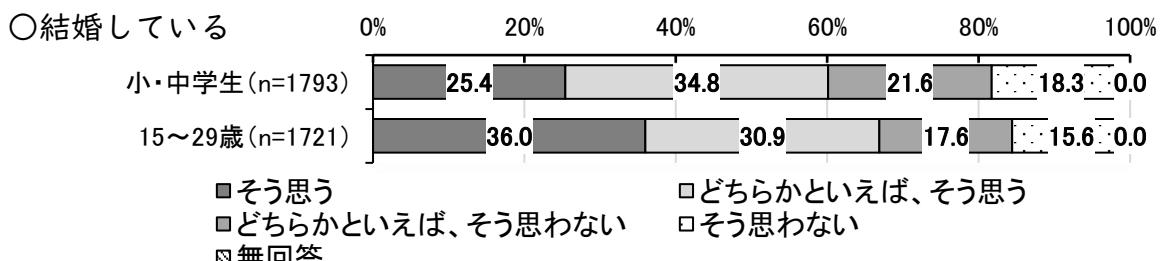
15~29歳の結婚への意識についてみると、『結婚したい』（「結婚したい」、「どちらかといえば結婚したい」の割合の合計）は69.0%となっています。

また、20年後のビジョンとして、「結婚している」に『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は、小・中学生60.2%、15~29歳66.9%となっており、「子どもを育てている」に『そう思う』と回答した割合は、小・中学生60.4%、15~29歳65.0%となっています。

問 あなたは、将来結婚したいと思いますか。（○は1つ）



問 あなたは20年後、どのようにになっていると思いますか。（○は1つ）



(4) 子育て支援に関する事業所調査（事業所調査）

①調査概要

すべての子どもが将来にわたり健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、鳴門市の子育て支援に関する事業所に勤務されている方を対象に日頃の業務の中で感じている課題観などのアンケート調査を実施しました。

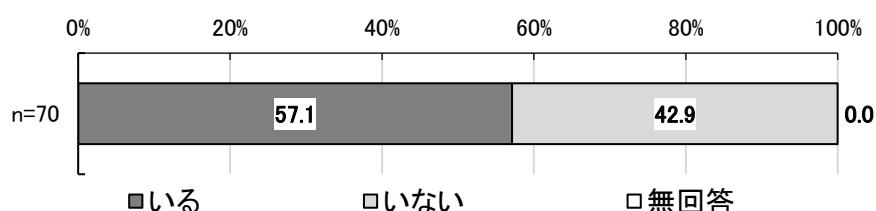
| | |
|-------|---------------------|
| 調査地域 | 鳴門市全域 |
| 調査対象者 | 子育て支援に関する事業所に勤務する方 |
| 調査時期 | 令和7年9月16日～令和7年9月30日 |
| 調査方法 | 郵送配布、WEB回収 |
| 配布数 | 86件 |
| 回収率 | 81.4% (70件) |

②調査結果（抜粋）

◆困難な問題を抱えていると思われる子ども・若者について

利用者で困難な問題を抱えていると思われる方が「いる」の割合が57.1%と5割を超えています。

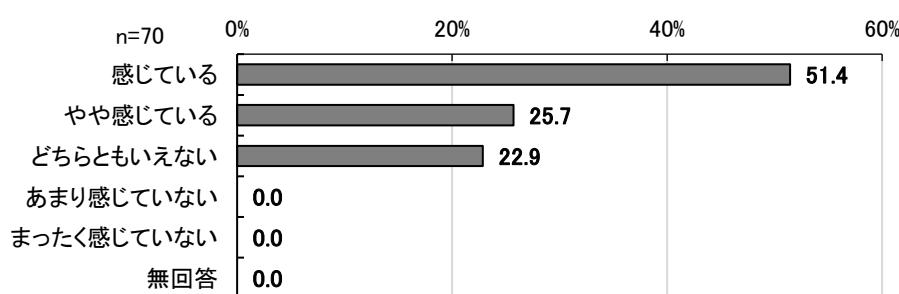
問 あなたが勤務する事業所を利用している子ども・若者の中に困難な問題を抱えていると思われる方はいますか。（○は1つ）



◆事業所の活動内容と居場所づくりについて

事業所の活動内容が居場所づくりにつながっていると『感じている』（「感じている」、「やや感じている」の割合の合計）割合は77.1%と7割を超えています。

問 あなたが勤務する事業所の活動内容は、この「子ども・若者の居場所づくり」につながっていると感じますか。（○は1つ）



3 こども計画策定に向けた課題整理

(1) こども・若者の権利保障

国のことども大綱の基本方針1では、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること」、基本方針2では「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくこと」が掲げられています。

本市においては、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を制定し、こどもの権利を保障し、行政、保護者、地域住民、関係機関等の役割や責務を明確にし相互に連携することにより、すべてのことどもの最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られ、こどもの意見が尊重される社会と環境の実現をめざしています。

一方、こども・若者意識調査では、「鳴門市うずっ子条例を知らなかった」と回答した割合が小・中学生で59.7%、15~29歳で77.6%とともに半数以上となっており、条例の普及啓発に向けた取り組みを進める必要があります。

また、意見表明についても、15~29歳の4割が「鳴門市に意見を伝えたい」と考えており、こども・若者の意見表明しやすい環境整備とその意見が尊重、反映できるよう努める必要があります。

(2) こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

国のことども大綱の基本方針3では、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること」が掲げられており、その中でも、こども・若者がどのような状況でも自分らしく社会生活を送ることができるよう、切れ目なく支援していくことが求められています。

一方、こども・若者意識調査では、孤独を感じている割合が15~29歳で46.0%、また、自宅や学校、職場以外でここに居たいと感じる居場所がないと感じている割合が15~29歳で46.3%となっています。

居場所が少ないことは、孤独・孤立の問題と深く関係することからも、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりなどを通して、孤独・孤立の解消を図るための取り組みを進める必要があります。

また、切れ目のない支援として、いじめ、不登校・ひきこもりの状況にある方や、障がいのある方、医療的ケア児等に寄り添ったきめ細かな支援を行い、すべてのことども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、それぞれの特性や支援ニーズに応じた取り組みを進める必要があります。

(3) こども・若者、家庭の貧困対策

国のことども大綱の基本方針4では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのことども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること」が掲げられています。

一方、生活状況調査では、相対的貧困世帯（国民生活基礎調査に基づく世帯人員別の貧困線を基に算定した世帯収入を下回る世帯）や児童扶養手当受給世帯において、経済的な理由などを背景に、子育てや教育にかかる費用負担が困難になった割合が全体に比べて高く、進路選択の幅も狭くなっている傾向がみられます。

また、事業所調査においても、利用者に困難な問題を抱えていると思われる方がいると考える割合が57.1%となっており、その困難な問題の内容として貧困や虐待といった家庭環境に関することが挙げられています。

貧困状態がことども・若者の将来に影響を及ぼすことがないよう、経済的支援や学習支援、相談支援を通して、貧困と格差の解消を図るための取り組みを進める必要があります。

(4) 出会いから結婚、妊娠・出産、子育てへの支援

国のことども大綱の基本方針5では、「若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組むこと」が掲げられています。

結婚や子育ての希望について、ことども・若者意識調査では、15～29歳の6割が「結婚したい」と考えており、小・中学生も20年後のビジョンとして「こどもを育てている」、「結婚している」が6割を超えていました。

このことからも、各ライフステージに応じた様々なニーズにきめ細やかに応え、ことども・若者の結婚、妊娠・出産、子育てへの希望を実現できるよう支援する取り組みを進める必要があります。

(5) まちぐるみでの子育て支援

「鳴門市うずっ子条例」の前文では、「鳴門市で、すべての子どもがいつも笑顔でいられるよう、そして、すべての保護者が子育てを楽しみ、子どもたちの未来のために、まちぐるみでお互いに助け合えるよう、この条例を制定します」と明記し、まちぐるみでことども・若者、保護者を支えていくこととしています。

その中で、すべての保護者の子育てを楽しむことができるようになるためには、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要です。ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じる理由として「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに最も高くなっていることを踏まえ、保護者が経済的・精神的に不安を感じることなく健康で自己肯定感を持って子育てに向き合えるよう、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

また、自然災害や犯罪、事故からことども・若者、保護者を守り、安全・安心に過ごすことができるよう、防災・防犯や交通安全対策などに関する取り組みを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

| 基本理念

自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち なると

本市では、第七次鳴門市総合計画の基本方針として「子育てしやすいまちづくり」を推進することとしており、「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進する。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細やかな子育て支援策を展開し、県内随一の子育て応援都市をめざす」としています。

本計画では、これまで鳴門市子ども・子育て支援事業計画において、本市の基本理念として掲げてきた「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」を継承し、本市の豊かな自然の中で、こども一人ひとりを尊重し、その意見を大切にしながら、こどもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、すべてのこどもや若者、保護者、地域の人たちの笑顔がうずまく、誰もが「ここで育ちたい」「ここで子育てを始めたい」と思えるまち鳴門の実現をめざします。

2 基本目標

基本理念である「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

(1) こども・若者の権利保障の推進

「こどもまんなか社会」の実現を目指すうえで、こども・若者が権利を持つ主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者の意見を尊重し、反映される環境づくりを進めていくことが重要となります。

本市では、令和5年4月にこどもの権利保障に関する「鳴門市うずっ子条例」を制定しており、条例の普及啓発を通して、意見表明権などのこども・若者が持つ権利を保障することができるよう取り組みを推進します。

(2) こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

すべてのこども・若者が健やかに成長していくためには、孤独・孤立の解消を図ることや、いじめ、不登校・ひきこもり、障がいのある方や医療的ケア児などの個別の対応を必要とするこども・若者を適切に支援していくことが重要となります。

どのような状況でも自分らしく社会生活を送ることができるように、一人ひとりの個性を尊重し、こども・若者の立場に寄り添った切れ目のない支援を推進します。

(3) 困難な環境にあるこども・若者の支援

保護者の経済状況や婚姻状況といった生まれ育った家庭事情によって、こども・若者が学習面や生活面、心理面など様々な面で健やかな成長が阻害されることがないよう支援していくことが重要となります。

生活困窮世帯やひとり親家庭に向けた経済的支援や学習支援、相談体制を充実させていくとともに、児童虐待防止に向けた相談・連携体制の強化などを通して、貧困と格差の解消に向けた取り組みを推進します。

(4) 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

結婚、妊娠、出産は、個人の自由な意思決定に基づくことを前提としたうえで、それを希望した場合に実現できるように支援することが、少子化対策の実効性を高めるために重要となります。

結婚、妊娠、出産の希望を実現し、その後の子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、教育・保育環境の充実を図るとともに、母子保健と児童福祉の二つの機能を併せ持つ「鳴門市こども家庭センター」を中心に、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭の相談・支援体制の強化に向けた取り組みを推進します。

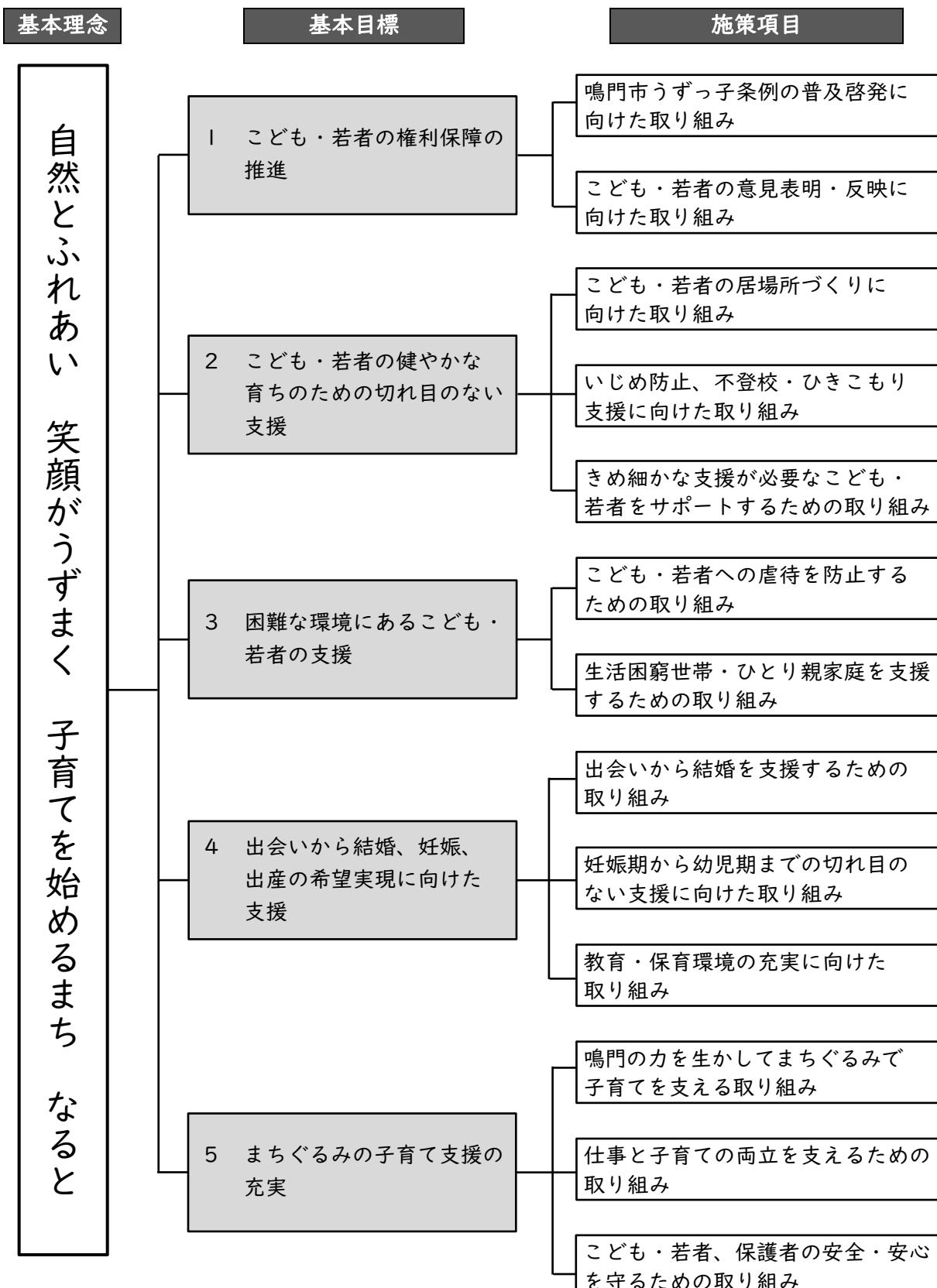
(5) まちぐるみの子育て支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子ども・若者や子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み育てられる環境や一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長できる環境をつくるためには、地域社会を構成する様々な主体が、子育て支援に関わることが重要となります。

行政、企業、学校や教育・保育施設、地域コミュニティなど社会全体で連携、協働して、家庭内において育児負担が女性に偏る状況を解消し、すべての人がキャリアアップと子育ての両立ができるよう、共働き・共育てに向けた取り組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、事故などから子ども・若者、保護者を守るための防災教育や防犯対策、交通安全対策などの取り組みを推進します。

3 施策の体系

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現に向け、5つの基本目標に沿って、各施策項目を推進していきます。



4 評価指標

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現に向け、評価指標を設定し、目標達成に向けて各施策を実施します。

| 評価指標 | 令和7年度 (計画策定時) | 令和11年度 (目標値) |
|-----------------------------------|---|--|
| 「自分のことが好き」と回答した割合※1 | 小学生 81.5% 中学生 73.3% 若者 66.6% | 現在の水準を維持 |
| 「鳴門市うずっ子条例」の認知度※2 | 小学生 39.3% 中学生 41.2% 若者 22.4% | 小学生 50.0% 中学生 50.0% 若者 40.0% |
| 「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合※3 | 若者 44.2% | 若者 50.0% |
| 家や学校、職場以外にここに居たいと感じる居場所が「ある」と思う割合 | 若者 53.7% | 若者 60.0% |
| 鳴門市における子育ての環境や支援への満足度※4 | 41.2% (就学前児童保護者) 22.6% (小学生児童保護者) ※令和6年調査実績 | 45.0% (就学前児童保護者) 30.0% (小学生児童保護者) |

◆小学生：4～6年生、中学生：1～3年生、若者：15～29歳

※1：こども・若者意識調査の小・中学生調査問4、15～29歳調査問10で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合の合計

※2：こども・若者意識調査の小・中学生調査問21、15～29歳調査問49で「聞いたことがある、内容も知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した割合の合計

※3：こども・若者意識調査の問50で「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合の合計

※4：ニーズ調査の就学前児童問42、小学生児童問31で「満足度4」「満足度5」と回答した割合の合計

第4章 施策の展開

施策の展開の中では、施策項目ごとに取り組み方針を記載し、各施策の中から「主な取り組み」を挙げています。

具体的な施策は、「別冊」の「施策一覧」で整理しており、鳴門市ホームページで公開しています。

I こども・若者の権利保障の推進

(1) 鳴門市うずっ子条例の普及啓発に向けた取り組み

本計画の根拠法であるこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり定められており、国では、こども基本法と合わせて児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の普及啓発に取り組んでいます。

本市においても、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を制定し、子どもの権利保障について、広く普及啓発の取り組みを進めてきました。

一方、こども・若者意識調査からは「鳴門市うずっ子条例」の認知度が低く、条例の理解や子どもの権利保障への理解が浸透していない状況がみられます。

そのため、今後は「鳴門市うずっ子条例」の普及啓発に向けた取り組みをさらに強化し、子ども・若者も権利を持つ主体であることを社会全体で共有することで、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利が保障され、最善の利益を図ることで「子どもまんなか社会」の実現に寄与できるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 年齢に応じた鳴門市うずっ子条例パンフレットの作成
- 鳴門市うずっ子条例啓発用下敷きの配布
- 出前講座やイベントでの周知啓発

(2) こども・若者の意見表明・反映に向けた取り組み

こども大綱では、こども施策を推進するための必要な事項の1つ目に「こども・若者の社会参画・意見反映」を掲げ、社会参画や意見反映が、施策の実効性を高めることや、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるとしています。

「鳴門市うずっ子条例」の第18条においても、「子どもの参加」を掲げ、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会や仕組みを設けるなど、意見を言いやすい環境を整備することを行政の役割として位置づけています。

こども・若者意識調査でも「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合が4割を超えていることも踏まえ、こども・若者が意見表明をしやすい場づくりを進めるとともに、その場で寄せられた意見を可能な限り反映することを通して、こども施策の実効性を高めること、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるよう取り組みを推進します。

また、「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民がそれぞれ「子どものまちづくり」について考える機会の創出や、人権課題への理解促進を図るための各種人権啓発事業に取り組みます。

【主な取り組み】

- こどもの意見表明・社会参加の機会の提供
- 一日市長体験
- 鳴門市自治基本条例の周知啓発
- 子どものまちの推進
- 人権啓発・人権教育推進事業

2 こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

(1) こども・若者の居場所づくりに向けた取り組み

居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題であるという認識のもと、国では令和5年に「子どもの居場所づくりに関する指針」を策定し、こども・若者が安全・安心に過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこでの様々な学びや体験活動などが、将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することにつながるという考え方のもと、取り組みが行われています。

こども・若者意識調査からは孤独を感じている割合や、自宅や学校、職場以外で、ここに居たいと感じる居場所がないと感じている割合がともに4割を超えています。

一方、事業所調査では、「活動内容がこども・若者の居場所づくりにつながっている」と実感している割合が7割を超えており、利用者の声や様子、卒業後にも定期的な交流があることなどが理由に挙げられています。

のことからも、自宅や学校、職場以外の場所でも、様々な学びや体験活動の機会を提供し、そこを居場所と感じながら安全・安心に過ごせる環境をつくることで、孤独・孤立の解消を図るとともに、将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進
- 「子育て支援拠点」の機能強化・整備
- 市内企業おしごと体験事業

など

(2) いじめ防止、不登校・ひきこもり支援に向けた取り組み

文部科学省が公表した令和6年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、いじめの認知件数や、小・中学校における不登校児童生徒数が過去最多を更新するなど国内全体で増加傾向にあり、対策が求められています。

本市としては、平成30年に改定した「鳴門市いじめ防止基本方針」や、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進め、地域や家庭、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取り組みを推進します。

また、不登校・ひきこもり支援として、「うず潮教室」を中心とした支援体制の整備や、鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援を実施し、自立までの支援を行うことができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- いじめの未然防止、早期対応への取り組み
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援事業
- 不登校児童生徒への支援
- フリースクール等授業料補助事業
- 鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援

(3) きめ細かな支援が必要なこども・若者をサポートするための取り組み

国が令和5年に策定した「こども未来戦略」では、障がい児支援、医療的ケア児支援等に関する取り組みを通して、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

本市においても、そのような地域社会の実現に向けて、障がい児の医療費の助成や相談支援、特別教育支援・保育事業の充実に取り組むとともに、医療的ケア児を支援するために、保健・医療・福祉・教育分野等関係機関の連携体制の構築に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 障害児福祉手当の支給
- 特別支援教育・保育事業の推進
- 発達相談事業の充実
- 保育所等における医療的ケア児の受け入れ

など

3 困難な環境にあるこども・若者の支援

(1) こども・若者への虐待を防止するための取り組み

児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、こどもの健やかな成長を阻害する許されない行為である一方、児童虐待相談対応件数は、最新の令和5年度調査において、国や徳島県で過去最多を記録しています。

本市においても、虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化している状況であることを踏まえ、引き続き、鳴門市こども家庭センターを中心に関係機関が連携し、相談支援体制の充実やオレンジリボン運動など、児童虐待防止に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 子育て世帯訪問支援事業の実施
 - 児童虐待防止に向けた周知啓発
 - 社会的養護施策との連携
 - 親子関係形成支援事業の実施
- など

(2) 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

貧困は経済的な面だけでなく、進学機会や学習意欲、衣食住、心身の健康など様々な面でこども・若者の健やかな成長を阻害することにつながります。

実際に生活状況調査からも、相対的貧困世帯や児童扶養手当受給世帯では、経済的理由から食料が買えなかった経験や医療機関の受診をためらった経験がある割合が全体に比べて高く、大学・専門学校など高等教育機関への進路選択を狭めている傾向もみられています。

このような状況を踏まえ、生まれ育った家庭事情によって格差が生じることがないよう、経済的支援や学習支援、相談支援などを通して、貧困と格差の解消に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭への相談体制の充実
 - 児童扶養手当の支給
 - よりそい学習支援事業の推進
 - 鳴門市奨学金制度
- など

4 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

(1) 出会いから結婚を支援するための取り組み

多様な価値観・考え方や個人の自由な意思決定に基づくことを前提としたうえで、こども・若者の結婚や子育てに関する希望を実現していくことが大切です。

こども・若者意識調査では、15～29歳で結婚願望がある方が6割を超え、小・中学生でも20年後のビジョンとして「こどもを育てている」、「結婚している」が6割を超えており、このような希望を実現するために、マリッサとくしまと連携した出会いの場づくりや結婚後の新生活を支援するための補助金支給といった取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 婚活支援事業
- 結婚新生活への支援
- ライフプランニング支援

(2) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援に向けた取り組み

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期とされています。

妊産婦、子育て当事者にとっても、この時期は最も重要な時期であり、安心して妊娠、出産、子育てすることができるよう、鳴門市こども家庭センターと関係機関が連携し、各種相談対応、健康診査の実施、訪問事業などを通して、妊娠期から切れ目のない伴走型支援の取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- 乳幼児健康診査の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施
- 不妊治療費助成事業の実施
- 子育て支援に関する情報発信の強化

など

(3) 教育・保育環境の充実に向けた取り組み

幼児期から学童期にかけては、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育むための重要な時期とされています。

この期間がこどもたちにとって充実したものになるよう、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」をもとに、教育・保育の質の向上や職員の資質向上を図るとともに、教育・保育施設と学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう取り組みを推進します。

また、学童期から思春期にかけては、様々な不安や葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期とされており、成育環境などを理由として自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていく必要があります。どのような成育環境にあっても教育機会が確保され、希望する進路を実現できるよう、個別最適な学びの充実や基本的な学習習慣の確立を図り、学力の定着・向上に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携
- いきいき保育環境なると補助金事業
- 学力向上対策事業の推進
- 外国語教育推進事業

など

5 まちぐるみの子育て支援の充実

(1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

こども・若者の健やかな成長のためには、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように地域全体で支援していくことが重要です。

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、鳴門教育大学や鳴門市子どものまちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携を強化し、鳴門の力を生かした子育て当事者への支援ができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 鳴門教育大学とのこども・子育て支援充実のための連携強化
- 国際交流事業の推進
- 子どものまちフェスティバルの開催
- 鳴門まちなか絵本図書館事業

など

(2) 仕事と子育ての両立を支えるための取り組み

ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じる理由として「仕事と子育ての両立が難しい」と考えている方が、就学前保護者と小学生保護者ともに最多回答となっています。

仕事と子育ての両立を支えるためには、家庭内における育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てすることを職場も含めた地域社会全体で支援することが重要です。

休暇制度など雇用環境の整備に向けた事業主への啓発、男性の育児参加の支援などを通じて、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、すべての人が、ともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、共働き・共育てに向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 男女共同参画事業の推進
- 事業主への啓発
- 男性の育児参加の支援
- ママのための学び舎事業 “ママビヤ”

など

(3) こども・若者、保護者の安全・安心を守るための取り組み

近年頻発する地震や豪雨などの自然災害や、犯罪・交通事故からこども・若者を守るために取り組みは重要です。

「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づいた防災教育、避難訓練の実施のほか、交通安全教育の推進を図ります。

あわせて、子育て関連の公共施設等における空調・照明改修等の生活環境改善整備を行うとともに、日常時と災害時のいずれにおいても安心して活動できる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、教育・保育施設や学校、公園等における防犯・交通安全・防災対策、食の安全安心等といった生活・学習環境の整備に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 危機管理体制の整備
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 交通安全教育の推進
- 平常時・非常時ともに快適に利用できる学校施設の整備
- 子ども図書室の整備・改修
- 放課後児童クラブ実施施設の環境改善整備

など

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容、実施時期」を定めることとなっています。

また、同法において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（提供区域）を設定し、その区域ごとに、量の見込みと確保方策を記載することとされています。

本市では、国の基本指針や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応する確保方策を定めます。

なお、詳細については、鳴門市ホームページで公開している「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」をご覧ください。

I 教育・保育の提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の区域については、全市Ⅰ区域とします。

I 区域とする理由（メリット）など

- ①効率的（利用者が多い地域優先）な事業展開より、効果的（地域をまたいで利用者を考える）な事業展開が可能となる。
- ②急なニーズ・環境変化に対して迅速な対応が可能となる。
- ③ニーズ量の少ない区域に対して、隣接地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる。
- ④施設整備（認定こども園への移行等）支援について、子どもや保護者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となる（他地域からの流入人口も考慮できる）。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記のとおりとします。

| No. | 事業の名称 | 区域設定 |
|-----|----------------------------|--------|
| 1 | 利用者支援事業 | 全市・区域 |
| 2 | 延長保育事業 | 全市・区域 |
| 3 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 区域設定なし |
| 4 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |
| 5 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 小学校区 |
| 6 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 全市・区域 |
| 7 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 全市・区域 |
| 8 | 養育支援訪問事業 | 全市・区域 |
| 9 | 地域子育て支援拠点事業 | 全市・区域 |
| 10 | 一時預かり事業 | 全市・区域 |
| 11 | 病児・病後児保育事業 | 全市・区域 |
| 12 | ファミリー・サポート・センター事業 | 全市・区域 |
| 13 | 妊婦健診事業 | 全市・区域 |
| 14 | 子育て世帯訪問支援事業 | 全市・区域 |
| 15 | 児童育成支援拠点事業 | 全市・区域 |
| 16 | 親子関係形成支援事業 | 全市・区域 |
| 17 | 妊婦等包括相談支援事業 | 全市・区域 |
| 18 | 乳児等通園支援事業 | 全市・区域 |
| 19 | 産後ケア事業 | 全市・区域 |

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

教育については、令和7年5月現在、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所、認定こども園5か所で実施しており、令和6年度の実績は565人となっています。

4、5歳児の教育に対するニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。

3歳児の教育に対するニーズについても、満3歳からの子どもの受け入れを行っている私立幼稚園及び認定こども園の利用定員が量の見込みをすでに上回っているため、現在の供給体制を維持していきます。

(単位：人)

| | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | |
|-------------------------|----------------|----------------|-----|----------------|----------------|-----|----------------|----------------|-----|
| | 1号 3-5 歳 | 2号 3-5 歳 | 合計 | 1号 3-5 歳 | 2号 3-5 歳 | 合計 | 1号 3-5 歳 | 2号 3-5 歳 | 合計 |
| | 416 | 0 | | 416 | 386 | | 356 | 0 | |
| ①需要の見込み (必要利用定員総数) | 416 | 0 | 416 | 386 | 0 | 386 | 356 | 0 | 356 |
| ②供給体制 幼稚園・ 認定こども園 | 416 | 0 | 416 | 386 | 0 | 386 | 356 | 0 | 356 |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 令和10年度 | | | 令和11年度 | | |
|-------------------------|----------------|----------------|-----|----------------|----------------|-----|
| | 1号 3-5 歳 | 2号 3-5 歳 | 合計 | 1号 3-5 歳 | 2号 3-5 歳 | 合計 |
| | 322 | 0 | | 322 | 310 | |
| ①需要の見込み (必要利用定員総数) | 322 | 0 | 322 | 310 | 0 | 310 |
| ②供給体制 幼稚園・ 認定こども園 | 322 | 0 | 322 | 310 | 0 | 310 |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 保育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

保育については、令和7年4月現在、公立保育所1か所、私立保育所10か所、認定こども園5か所で実施しており、令和6年度実績は892人となっています。

今後も就学前児童数の減少が続くと予想される一方で、保育については利用ニーズの低年齢化が進んでおり、令和5年度は3号認定において定員を超えて受け入れを行っています。保護者が産前産後休暇・育児休業明けの保育を希望する場合にも、円滑に保育施設等を利用できるよう、定員数を超える受け入れ（弾力運用）を行っている保育所・認定こども園と、実情に応じた認可定員及び利用定員の設定について協議を行うなど、安定した供給体制の確保に努めます。

(単位：人)

| | | 令和7年度 | | | | | 令和8年度 | | | | | |
|-----------------------|------------|-------|-----|-----|-----|------|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 2号 | | 3号 | | | 合計 | 2号 | | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | | | |
| ①需要の見込み (必要利用定員総数) | | 373 | 100 | 189 | 187 | 849 | 346 | 96 | 183 | 179 | 804 | |
| ②供給体制 | 保育所・認定こども園 | 363 | 104 | 210 | 198 | 875 | 363 | 104 | 210 | 198 | 875 | |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ② - ①(需給の差) | | ▲10 | 4 | 21 | 11 | 26 | 17 | 8 | 27 | 19 | 71 | |

| | | 令和9年度 | | | | | 令和10年度 | | | | | |
|-----------------------|------------|-------|-----|-----|-----|------|--------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 2号 | | 3号 | | | 合計 | 2号 | | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | | | |
| ①需要の見込み (必要利用定員総数) | | 320 | 93 | 177 | 173 | 763 | 288 | 90 | 171 | 166 | 715 | |
| ②供給体制 | 保育所・認定こども園 | 363 | 104 | 210 | 198 | 875 | 363 | 104 | 210 | 198 | 875 | |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ② - ①(需給の差) | | 43 | 11 | 33 | 25 | 112 | 75 | 14 | 39 | 32 | 160 | |

| | | 令和11年度 | | | | |
|-----------------------|------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 2号 | | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | |
| ①需要の見込み (必要利用定員総数) | | 278 | 88 | 165 | 162 | 693 |
| ②供給体制 | 保育所・認定こども園 | 363 | 104 | 210 | 198 | 875 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② - ①(需給の差) | | 85 | 16 | 45 | 36 | 182 |

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(Ⅰ) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容と実施時期

地域子ども・子育て支援事業については、現在の利用状況やニーズ調査結果を踏まえて算出した需要の見込みに対して、供給体制を確保していきます。

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|------------------------------------|-------|--------|--------|---|
| ①利用者支援事業 | | 子育て支援の情報提供や相談・助言、関係機関の連絡調整等を実施する事業 | | | | |
| (単位：か所) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②供給体制 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|-----------------------------------|-------|--------|--------|--|
| ②延長保育事業 | | 保育認定を受けた子どもに対し、保育時間を延長して保育を実施する事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 249 | 235 | 221 | 206 | 199 | |
| ②供給体制 | 875 | 875 | 875 | 875 | 875 | |
| ② - ① (需給の差) | 626 | 640 | 654 | 669 | 676 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|----------------------------|-----|-------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | | 小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業 | | | | |
| (単位：人) | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①需要の見込み | 1年生 | 209 | 181 | 164 | 155 | 156 |
| | 2年生 | 154 | 174 | 153 | 137 | 130 |
| | 3年生 | 133 | 112 | 126 | 111 | 99 |
| | 低学年 | 496 | 467 | 443 | 403 | 385 |
| | 4年生 | 57 | 56 | 52 | 52 | 44 |
| | 5年生 | 22 | 21 | 22 | 17 | 21 |
| | 6年生 | 7 | 8 | 5 | 6 | 4 |
| | 高学年 | 86 | 85 | 79 | 75 | 69 |
| | 合計 | 582 | 552 | 522 | 478 | 454 |
| ②供給体制 | 1年生 | 209 | 181 | 164 | 155 | 156 |
| | 2年生 | 154 | 174 | 153 | 137 | 130 |
| | 3年生 | 133 | 112 | 126 | 111 | 99 |
| | 低学年 | 496 | 467 | 443 | 403 | 385 |
| | 4年生 | 52 | 50 | 52 | 52 | 44 |
| | 5年生 | 18 | 18 | 22 | 17 | 21 |
| | 6年生 | 6 | 6 | 5 | 6 | 4 |
| | 高学年 | 76 | 74 | 79 | 75 | 69 |
| | 合計 | 572 | 541 | 522 | 478 | 454 |
| ② - ① (需給の差) | | ▲10 | ▲11 | 0 | 0 | 0 |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|---------------------|--|--|-------|-------|--------|--------|
| ④子育て短期支援事業（ショートステイ） | | 養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①需要の見込み | | 167 | 157 | 149 | 138 | 134 |
| ②供給体制 | | 167 | 157 | 149 | 138 | 134 |
| ② - ① (需給の差) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|--|-------|--------|--------|--|
| ⑤乳児家庭全戸訪問事業 | | 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握、悩み相談を行う事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 195 | 196 | 197 | 198 | 200 | |
| ②供給体制 | 195 | 196 | 197 | 198 | 200 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|-------------------------------------|-------|--------|--------|--|
| ⑥養育支援訪問事業 | | 養育支援が必要な家庭を保健師や助産師等が訪問し、指導や助言等を行う事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 64 | 62 | 62 | 63 | 64 | |
| ②供給体制 | 64 | 62 | 62 | 63 | 64 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| ⑦地域子育て支援拠点事業 | | 乳幼児や保護者の交流の場を提供し、子育て相談、情報提供等の援助を行う事業 | | | | |
| (単位：組回／月) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 390 | 407 | 425 | 443 | 462 | |
| ②供給体制 | 390 (8か所) | 407 (8か所) | 425 (8か所) | 443 (8か所) | 462 (8か所) | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|---------------------------|--------|---|--------|--------|--------|--|
| ⑧一時預かり事業 | | 家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 83,679 | 80,775 | 79,547 | 77,576 | 75,638 | |
| 幼稚園（1号） | 80,935 | 78,092 | 76,920 | 74,998 | 73,104 | |
| その他の一時預かり | 2,744 | 2,683 | 2,627 | 2,578 | 2,534 | |
| 保育所等 | 2,419 | 2,336 | 2,255 | 2,178 | 2,103 | |
| トワイライトステイ | 213 | 237 | 264 | 294 | 327 | |
| ファミリー・サポート・センター (未就学児) | 112 | 110 | 108 | 106 | 104 | |
| ②供給体制 | 83,679 | 80,775 | 79,547 | 77,576 | 75,638 | |
| 幼稚園（1号） | 80,935 | 78,092 | 76,920 | 74,998 | 73,104 | |
| その他の一時預かり | 2,744 | 2,683 | 2,627 | 2,578 | 2,534 | |
| 保育所等 | 2,419 | 2,336 | 2,255 | 2,178 | 2,103 | |
| トワイライトステイ | 213 | 237 | 264 | 294 | 327 | |
| ファミリー・サポート・センター (未就学児) | 112 | 110 | 108 | 106 | 104 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|--|-------|--------|--------|--|
| ⑨病児・病後児保育事業 | | 病児・病後児について、病院・保育所等の専用スペース等で、一時的に保育等をする事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 483 | 460 | 436 | 414 | 392 | |
| ②供給体制 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | |
| ② - ① (需給の差) | 417 | 440 | 464 | 486 | 508 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|-------------------------------|-------|--|-------|--------|--------|--|
| ⑩ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ) | | 児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 58 | 61 | 65 | 69 | 74 | |
| ②供給体制 | 58 | 61 | 65 | 69 | 74 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|---------------------------------------|-------|--------|--------|--|
| ⑪妊婦健診事業 | | 妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 200 | 191 | 183 | 175 | 167 | |
| ②供給体制 | 200 | 191 | 183 | 175 | 167 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|---|-------|--------|--------|--|
| ⑫子育て世帯訪問支援事業 | | 家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、悩み相談、家事・子育て等を支援する事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 23 | 65 | 62 | 58 | 56 | |
| ②供給体制 | 23 | 65 | 62 | 58 | 56 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|--|-------|--------|--------|--|
| ⑬児童育成支援拠点事業 | | 家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習や食事の提供等を実施する事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 34 | 32 | 31 | 30 | 28 | |
| ②供給体制 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | |
| ② - ① (需給の差) | ▲14 | ▲12 | ▲11 | ▲10 | ▲8 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|--------------------------------------|-------|--------|--------|---|
| ⑭親子関係形成支援事業 | | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安のある保護者等へ相談・助言を行う事業 | | | | |
| (単位：人) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②供給体制 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|--|-------|--------|--------|--|
| ⑮妊婦等包括相談支援事業 | | 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談や継続的な情報発信等の伴走型相談支援を行う事業 | | | | |
| (単位：回) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 600 | 573 | 549 | 525 | 501 | |
| ②供給体制 | 600 | 573 | 549 | 525 | 501 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|---|-------|--------|--------|---|
| ⑯乳児等通園支援事業 | | 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの枠内で、就労要件を問わず時間単位等で通園を可能とする事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 0歳児 | 11 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 1歳児 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2歳児 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②供給体制 | 0歳児 | 0 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 1歳児 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2歳児 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ② - ① (需給の差) | ▲15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事業名 | | 事業内容 | | | | |
|--------------|-------|----------------------------|-------|--------|--------|--|
| ⑰産後ケア事業 | | 母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行う事業 | | | | |
| (単位：人日／年) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| ①需要の見込み | 96 | 90 | 84 | 78 | 73 | |
| ②供給体制 | 96 | 90 | 84 | 78 | 73 | |
| ② - ① (需給の差) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

第6章 計画の推進に向けて

I 推進体制の充実

(1) 市民や関係団体との連携

本計画の実現にあたっては、こども・若者、子育て家庭を地域社会全体で支援していく必要があります。「鳴門市うずっ子条例」で示されているとおり、行政、保護者、地域住民、施設関係者、事業者などがそれぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、情報の共有化を図りながら、地域社会全体でこども・若者、子育て支援に関する様々な施策について、計画的かつ総合的に取り組みます。

また、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴き、その意見が可能な限り施策に反映されるよう努めます。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、教育・保育をはじめ、保健、医療、福祉、商工労働、生活環境などの幅広い分野にわたります。

本計画を実行性のあるものとするため、関係各部局間の総合的な調整を行い、役割分担と連携の強化を図りながら、各施策、事業等の着実な推進を図ります。

(3) 国や県との連携、広域的な調整

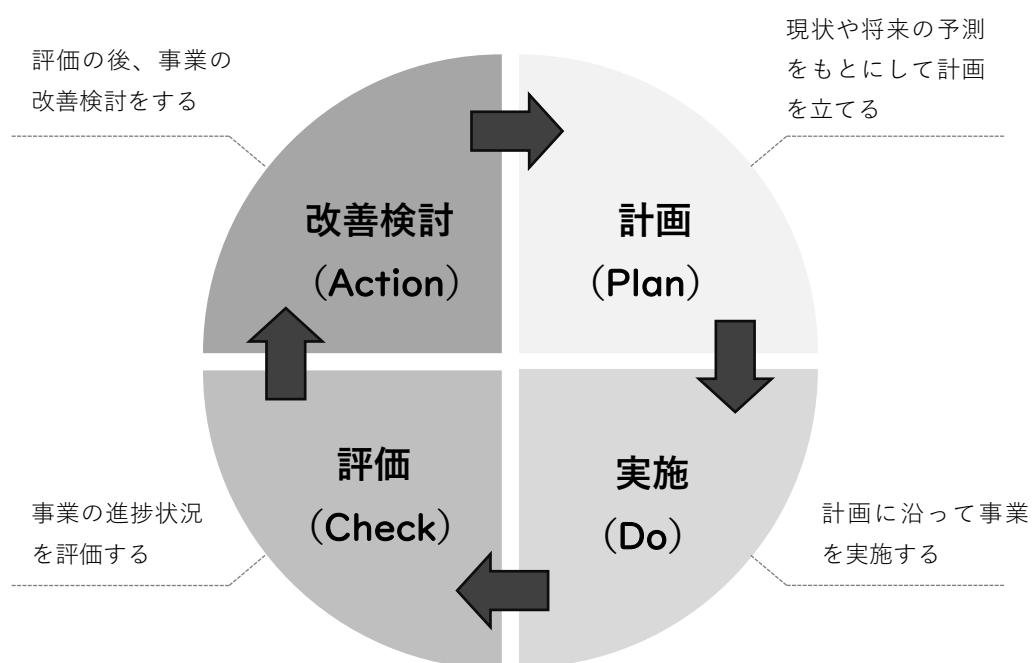
本計画の推進にあたっては、国や県と連携を図り、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

2 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心をもち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通して、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、「鳴門市児童福祉審議会」をはじめとする関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定経過

2 鳴門市児童福祉審議会運営要綱

3 鳴門市児童福祉審議会委員名簿

4 鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）

5 用語の説明

資料編は、本計画の確定版に掲載します。